

## 医療現場の作業環境測定について

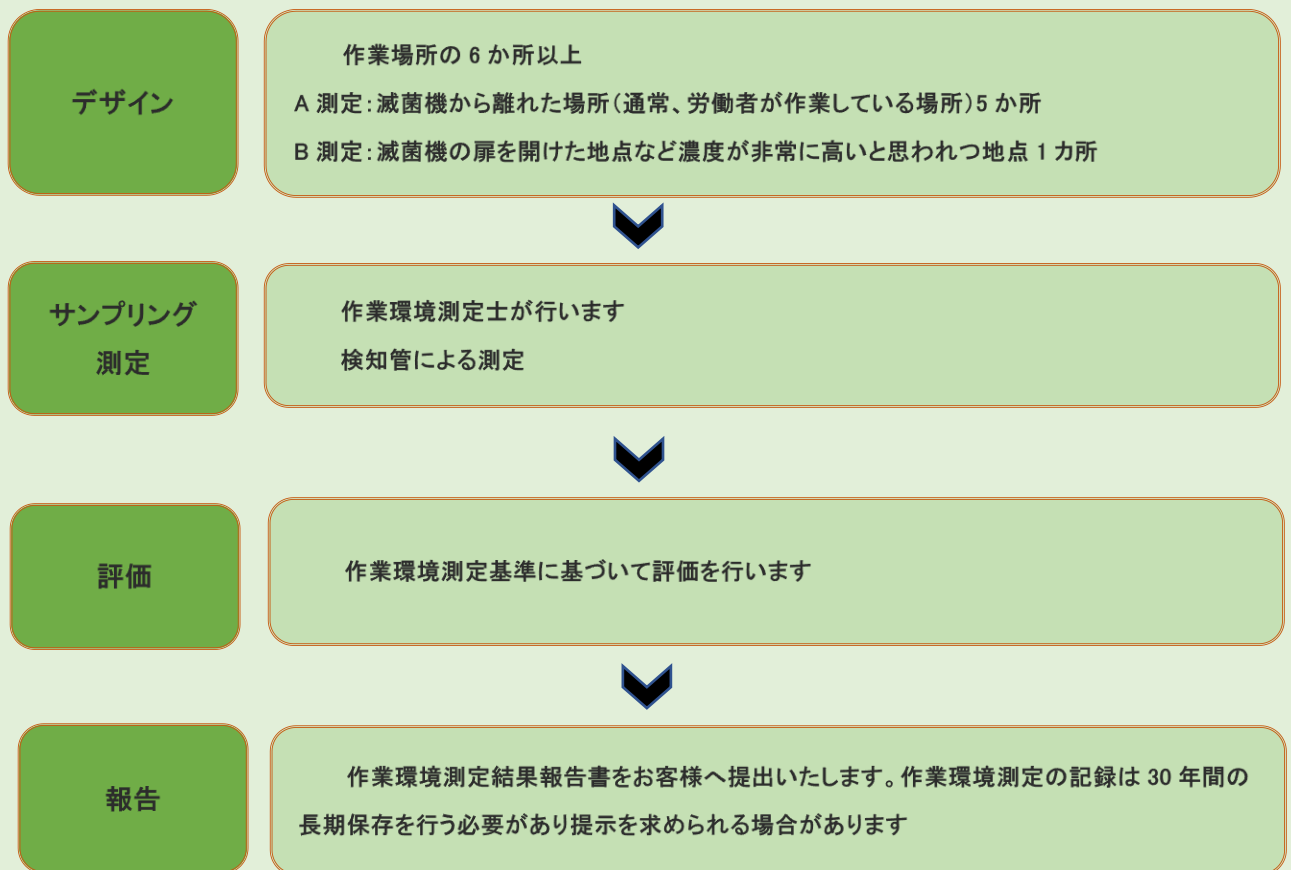
特定化学物質に指定されている、「エチレンオキシド（酸化エチレン）【エチレンオキシド及びエチレンオキシド 1%以上含む滅菌用ガス】」「ホルムアルデヒド」を取り扱う事業者は、これらの使用に従事する労働者の健康障害防止策の徹底を講じることが義務付けられています。作業環境測定は滅菌作業を行う屋内作業場では、6カ月以内ごとに1回、作業環境測定士による作業環境測定を行わなければなりません。

作業環境、作業内容、作業者の健康診断結果を30年間保存すること等が義務づけられています。

◆測定結果が第2管理区分、第3管理区分となった場合は改善のご提案を行います◆

作業環境測定の流れ

【検知管法】(例) 作業実施日は測定開始時間まで滅菌機の扉は開けずにお待ちいただきます



※ガスクロマトグラフ分析法でも実施可能です